

広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第六十五号

#### 広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「を除く。」の下に「、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料（構造計算適合性判定手数料に限る。）」を加える。

第三条の表を次のように改める。

一 条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項に規定する構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定の結果の通知の受領の時
二 条例別表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項に規定するそれぞれの手数料	一般旅券の受領の時
三 条例別表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）の項に規定する犬又はねこの引取り手数料	犬又はねこを引き取る時

#### 附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。